

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と 環境保全・再生の在り方について(答申)の概要

第1章 現状と課題

瀬戸内法 の理念

『わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひたしく享受し、後代の国民に継承すべきものである』

瀬戸内海の 3つの価値

「庭」 景観、憩いの場、生物生息場

「畑」 高い生物生産性

「道」 ヒトとモノが行き交う海の道

これまで の施策の 経緯

昭和40年代

～瀕死の海～

- ・年間300回に及ぶ赤潮の発生
- ・水産被害の発生
- ・大規模な重油流出事故の発生

昭和50年頃～

瀬戸内法制定

- ・環境保全基本計画策定
- ・総量削減の実施
- ・埋立の基本方針

平成12年～

環境保全基本計画改定

- ・保全型施策の充実
- ・失われた良好な環境の回復

環境の変遷と課題

〔水質〕一定の改善 → 赤潮や貧栄養など海域ごと季節ごとに抱える課題

〔底質〕底質悪化や海底改変に一定の歴史止め → 湾奥などに汚濁物質が蓄積

〔藻場・干潟等〕埋立により消失した藻場・干潟の再生や未利用地の活用が課題

〔景観〕島嶼景観の劣化、自然海岸の人工護岸化、漂流・漂着ごみ

〔新たな課題〕生物多様性・生物生産性の劣化、海水温上昇による漁業への影響

新たな流れ

・第四次環境基本計画策定

・生物多様性基本法制定

・海洋生物多様性保全戦略策定

・海洋基本法制定

第2章 今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していくよう

3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』

⇒ 湾・灘等の規模で海域の状況や特性に応じた『豊かな海』

豊かな瀬戸内海の 望ましいイメージ

- 美しい海
- ◆多様な生物が
生息できる海
- 賑わいのある海

第3章 環境保全・再生の基本的考え方

1. 湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理
2. 土砂供給にも着目し、負荷量削減と組み合わせた底質環境の改善
3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出
4. 自然と暮らしや賑わいとの調和を図る自然景観及び文化的景観の保全
5. 共通的事項
・森・里・川・海のつながりを考慮した地域における里海づくり
・科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入

豊かな瀬戸内海への対応

- ⇒ (●, ◆)
- ⇒ (●, ■)
- ⇒ (●, □)
- ⇒ (●, ■, □)
- ⇒ (●, ◆, ■)
- ⇒ (●, ◆, □)
- ⇒ (●, ■, □)

第4章 今後の環境保全・再生施策の展開

【基本的な考え方に基づく重点的取組】

- 1.⇒栄養塩と生物多様性・生物生産性との関係に係る知見の集積・目標の設定、栄養塩濃度レベルの管理 他
- 2.⇒新たな環境基準項目への対応、底質改善対策・窪地対策の推進
- 3.⇒藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出、海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置
未利用地の活用、環境配慮型構造物の導入
- 4.⇒瀬戸内海に特有な景観の保全、エコツーリズムの推進、海とのふれあいの創出

【その他の重要な取組】

- ・気候変動への適応
- ・海洋ごみ対策
- ・持続可能な水産資源管理の推進
- ・沿岸防災と環境保全の調和

【推進方策】

- ・瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し
- ・評価指標の設定
- ・役割の明確化
- ・より幅広い主体の参画・協働の促進

- ・国内外への情報発信の充実
- ・環境教育・学習の推進
- ・モニタリング・調査・研究、技術開発の推進